

自転車に乗って、はりま新発見!



お問い合わせいただき、詳細をご確認の上、ご利用ください。

自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
道幅が狭い、歩道と車道が区別されていない車道は歩道で利用です。
- 車道は左側を通行
道幅の広い歩道がある場合は、自転車と同方向通行です。
道幅の狭い歩道がある場合は、歩道から通行し、歩道を横断するときは歩道の反対側を通行してください。
- 歩道は歩行者優先で、車道より歩行者優先
歩行者の通行を妨げるような行為は一時停止しなければなりません。
- 安全ルールを守る
飲酒運転、二輪头盔着用、安全運転の指導等を守り一歩安全
- ヘルメットを着用
子どもの乗る自転車には必ずヘルメット、幼児用安全シートに適合するもの、幼児ヘルメットの着用を義務化。

姫路市市長公室 地方創生推進室
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL 079-221-2203 FAX 079-221-2384
http://www.city.himeji.lg.jp/is/10/2212381_33984/38681.html

はりまサイクリングマップ2018表紙.indd 1

